

茨城県立竹園高等学校の部活動に係る活動方針

2023年4月1日改訂

目次

第1 「茨城県立竹園高等学校の部活動に係る活動方針」策定の趣旨	1
第2 新たな部活動に向けての本校運営方針	2
1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営	2
2 適切な部活動の運営のための体制整備	2
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
4 適切な休養日等の設定	7
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	8
6 学校単位で参加する大会等の見直し	9
本校における補足事項	10

第1 「茨城県立竹園高等学校の部活動に係る活動方針」策定の趣旨

- 「茨城県立竹園高等学校の部活動に係る活動方針」は、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立つ。

- ◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図り、文化部活動においては生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ多様な表現・鑑賞の活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、運動部も文化部もバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。
- ◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意すること。
- ◇ 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。
- ◇ 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるように実施形態の工夫を図ること。

- 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以後、「運動部活動ガイドライン」という。）（※別添1参照）「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（以後、「文化部活動ガイドライン」という）（別添13参照）並びに「茨城県部活動の運営方針」（以後、「県運営方針」という）に則り、今後、持続可能な部活動の

在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

第2 新たな部活動に向けての本校運営方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

- 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。
- 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。
- 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供（※別添2参照）を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「県運営方針」に則り、毎年度、「茨城県立竹園高等学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」及び「活動実績」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

イ 部顧問は、部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう、下記様式を参考に作成する。

茨城県立竹園高等学校〇〇部活動計画表 4 月				
		活動内容	活動実績	備考
1日	(土)			
2日	(日)			
3日	(月)			
4日	(火)			
5日	(水)			
6日	(木)			
7日	(金)			
8日	(土)			
9日	(日)			
10日	(月)			
11日	(火)			
12日	(水)			
13日	(木)			
14日	(金)			
15日	(土)			
16日	(日)			
17日	(月)			
18日	(火)			
19日	(水)			
20日	(木)			

21日	(金)			
22日	(土)			
23日	(日)			
24日	(月)			
25日	(火)			
26日	(水)			
27日	(木)			
28日	(金)			
29日	(土)			
30日	(日)			

(2) 部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適性化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会（仮称）」等の設置を目指し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間（量）、学校と保護者及び地域間の連携方策について議論をすすめる。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 部活動指導員等の任用・配置に当たっては、定期的な研修の機会（※別添3参照）を主に以下のような内容で設定する。

- ・学校教育の教育課程外である部活動の位置付け
- ・部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
- ・服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止）等の遵守

オ 学校は、特に競技や実技、指導経験のない部顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

カ 近隣の学校間における連携や、中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ、指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「部活動での指導のガイドライン」(※別添6参照)に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。(※別添7参照)。また部活動運営チェックリスト(※別添8参照)の活用及び学校保健安全法等の趣旨の理解を深める。

イ 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく目標を達成できるよう休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

- 1 Plan (計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成
- 2 Do (実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施
- 3 Check (点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価
- 4 Action (処置・改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝える。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問は、運動部活動に関わる各種目の中央競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体が作成した指導手引を活用して、3 (1) に基づく指導を行う。

(3) 熱中症事故の防止

ア 校長は生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁及び環境省からの情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は屋外の活動を原則として行わないこと。

イ 高温や多湿時において、大会等が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行うこと。また、止むを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。

部活動運営チェックリスト

別添6

確認内容	チェック
□部活動の方針の策定	
・「部活動に係る活動方針」を策定している。	
・「部活動に係る活動方針」を公表している。	
・「部活動に係る活動方針」を保護者へ説明している。	
□指導・運営に係る体制	
・管理職は、生徒や教員の人数を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう、適正な部活動数としている。	
・部活動指導員を任用している場合、定期的に研修を実施している。	
・年間の活動計画を作成し、管理職に提出している。	
・毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出している。	
・管理職は、活動計画及び活動実績を確認し、指導・是正を行っている。	

・活動計画及び活動実績をホームページ等で公表している。	
・年間を通して、参加する大会を精査している。	
□生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
・生徒の多様なニーズに応じた、季節ごとのスポーツ活動や、レクリエーション志向の活動を行うことができる部活動を設置している。	
□適切な指導	
・顧問は、「望ましい運動部活動の在り方(四訂版)」(保健体育課 平成31年3月)に則った指導を実施している。	
・顧問は、肉体的、精神的な負荷のかかる厳しい指導と、体罰等の許されない指導とを区別している。	
・顧問は休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行っている。	
□適切な休養日の設定	
・週当たり2日以上以上の休養日を設けている。(平日は1日、土曜日、日曜日いずれか1日)	
・土曜日及び日曜日に大会に参加した場合、休養日を他の休日に振り替えている。	
・長期休業中は、ある程度長期の休養期間を設けている。	
・活動時間は、高等学校では、平日2時間、休日4時間を上限としている。	
□危機管理体制の確立	
・部活動について危機管理マニュアルを作成し、定期的に見直しをしている。	
・練習環境におけるリスクの確認はできている。	
・教職員がAEDをすぐに使えるように研修している。	
・熱中症、アナフィラキシーショック等について理解し、適切な対応ができるよう研修している。	

4 適切な休養日等の設定

◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

- 週に2日以上以上の休養日を設ける(原則、平日・休日各1日以上)。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- **1日の活動時間は、平日は2時間を上限とし、休業日(学期中の週末を含む)は4時間を上限とする。週計では12時間以内とする。大会や練習試合の当日は除くが、休日の**

1日の上限を超えて活動した場合は他の休日に休養日を振替える。

- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。
- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、運動部では全国高等学校総合体育大会及び全国高等学校選抜大会等、文化部では全国高等学校総合文化大会及び各分野の全国大会等のいずれも予選を含む試合、コンクールの前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする必要がある。
- 校長は、2に掲げる「竹園高等学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。
また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- なお、休養日及び活動時間、活動休止等の設定については、定期考査等の実施前の一定期間を、部活動休止日として設定する。また、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることが必要である。
- **朝の活動の実施は、大会等の直前であつ、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合に限る。実施する場合は放課後の活動と合わせて1日あたりの上限の範囲内で活動する。**

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに、地域の部活動に関する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

ア 生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様である中で、現在の部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。

具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。

イ 運動部顧問の負担軽減を図る、ため顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがない仕組みづくりに努めるとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長

に配慮した指導体制をとることができるよう仕組みづくりをする。

(2) 生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

ア 校長は、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能向上や大会での好成績以外にも友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。

具体的に、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う活動やレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けとなるものなどが考えられる。

(3) 地域との連携等

ア 校長は、生徒のスポーツ・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域人々の協力、地域のスポーツ団体（※別添9 参照）、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

イ 公益財団法人茨城県体育協会、県内各競技団体及びその他のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等については、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の整備を推進する。また、部活動指導員（※別添10 参照）の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の資質の向上に関する取組に協力する。

ウ 芸術文化等における各分野の関係団体等は、県もしくは市町村教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、市町村教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等（以下、「大会等」という）を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要がある。

○ 校長は、茨城県高等学校体育連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の文化部活動に関わる組織並びに市町村教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

本校における補足事項

- 1 2023年4月より「茨城県立竹園高等学校の部活動に係る活動方針」（改訂）を施行する。
- 2 適切な休養日等の設定について
 - (1) 「週に平日1日以上、休日1日以上の休養日进行ける」については、実情に応じ、それがかなわない際は、十分に活動時間等の調整をする。
 - (2) 「原則として朝の活動は行わない」の「原則」については、放課後の練習時間との関連について考慮する。学校生活に支障を来すことがないよう、特に配慮する。朝の部活動の実施する場合、生徒の参加にあたっては、保護者への承諾を得ること。
 - (3) 定期テストは実施前の一週間を、実力テストは実施前の3日間を部活動は休止する。その期間に活動を実施する場合、学校長の承認（許可届けを提出）を必要とする。生徒の参加にあたっては、保護者への承諾を得ること。
- 3 生徒や保護者の理解について
 - (1) 各部顧問は定期的な保護者会開催等に努めるなど、コミュニケーションの促進を図る。

関係資料抜粋等

別添1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）

別添2 保護者向けリーフレット（茨城県運動部活動の運営方針について）

◎生徒の個性尊重

◎生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養や練習時間を適切に設定

◎生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成を意識した活動の展開

別添3 部活動指導員に対する研修内容例

学校において実施する研修

(1) 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）

(2) 学校、各部が抱える課題

(3) 学校、各部における用具・施設の点検・管理

別添4 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）

運動部活動の学校教育における位置づけ、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上にのみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に異議を有するものとなることが望まれます

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合的地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

別添5 体罰を防止するために（平成25年4月望ましい運動部活動の在り方県教委保健体育課）

【体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）】

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした生徒の背中を足で踏みつける。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席に着かないため、頬をつねって席につかせる。
- ・部活動の顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に生徒を教室に残留させ、生徒がトイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切、室外に出ることを許さない。

別添 6 部活動運営チェックリスト→P6 を参照

別添 7 「スポーツ委・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツの活動時間について(文献研究)」(平成 29 年 12 月公益財団法人日本体育協会)

○行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも 1 週間に 2 日以上設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は 12 時間未満とすることが望ましいことが示されている。

別添 8 平成 29 年度茨城県中学校 2 学年女子の 1 週間の総運動時間について

→茨城県教育委員会資料を参考のこと

別添 9 学校の総合型地域スポーツクラブ一覧

→茨城県教育委員会資料を参考のこと

別添 10 部活動指導員について（学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について）

○部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主性、自発的な参加によ利行われるスポーツ、文香、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること。

別添 11 新たな運動部の在り方報告書（平成 30 年 3 月新たな運動部活動の在り方検討委員会）

○教員の多忙化の要因のひとつとして指摘されている「部活動」については、顧問教員の中には休養日もなく指導を行っている実態もあり、大きな負担を強いることで部活動が成り立っている状況は正常ではなく、適正化を図る必要がある。また、勝利至上主義などによる行き過ぎた活動は、生徒の心身に疲労を蓄積させ、スポーツ障害の要因となるだけでなく、バーンアウト（燃え尽き）などの一因となるとも考えられる。したがって部活動の適正化を図る上で、生徒のバランスのとれた生活や成長を最優先とするべきである。

別添 12 平成 29 年度「運動部活動等に関する実態調査」（平成 29 年 12 月新たな部活動の在り方検討委員会）

① 茨城県の高等学校の運動部生徒が運動部に所属する最大の目的について

- 「大会等で良い成績を収める」と答えて割合は約 3 割強
 - 「体力・技術を向上させる」と答えた割合は約 2 割強
 - 「チームワーク・協調性・共感」と答えた割合は 2 割
- ② 茨城県の高등학교の運動部生徒の保護者が、部活動に最も期待することについて
- 「チームワーク・協調性・共感を味わう」と答えた割合は 7 割
 - 「社会性（挨拶・礼儀等）を身につける」と答えた割合は 6 割程度
 - 「大会等で良い成績を収める」と答えた割合は 2 割程度

別添 13 平成 30 年度「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

（平成 30 年 12 月文化庁）